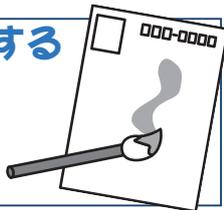


## 男女共同参画社会に関する 絵てがみ募集

●応募・問合せ先  
市役所市民協働推進課  
協働推進G 内線 133



性別や世代に関係なく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち。そんな男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場や学校など、社会のいろいろな場面での一人一人の心掛けが大切です。

身近な人とのより良い関係を築くため、必要なことは何でしょう？ あなたが普段考えていることを「絵てがみ」にしてください。

### ▶募集内容

「みんながいきいきと暮らせる男女共同参画社会」をイメージした絵てがみ（はがきサイズ）

※サイズが規定と異なるものは受付不可

※1人1作品（未発表の自作のものに限る）

※応募作品は返却しない

※作品の著作権は守谷市に帰属

### ▶応募資格

- ・一般・高校生の部 市内在住・在勤・在学者
  - ・小・中学生の部 市内在住の小学5・中学2年生
- ※市内公立小・中学校在学者については学校を通じて募集（その他の市内外の小・中学校通学者のみ市役所で受付）

### ▶応募方法

応募用紙（市役所・各公民館に設置されている募集要項に添付）を作品裏面に全面のり付けし、8月29日（金）必着で応募する

※募集要項は市ホームページからダウンロード可

※郵送の場合は作品破損防止のため封書で送付

### ▶その他

- ・入賞者にのみ通知
- ・賞区分は、最優秀賞、優秀賞、佳作とし、各賞とも賞状および記念品を贈呈
- ・11月に表彰予定
- ・入賞作品は広報紙・市ホームページ等で公表予定
- ・最優秀受賞作品は、男女共同参画啓発リーフレット等に使用

### 【平成25年度最優秀作品】



▲小学生の部



▲中学生の部

忘れず  
申請を!

## 特別児童扶養手当

●問合せ先 市役所社会福祉課 障がい福祉G  
内線 165

特別児童扶養手当とは、身体または精神に障がいのある児童を家庭で養育している方に支給される手当のことです。新規申請の方・認定期間が満了する方・以前の受給者で改めて受給対象に該当する方は、社会福祉課で申請をして、県知事の認定を受けてください。既に特別児童扶養手当を受給している方は、8月に所得現況届を提出してください。提出がない場合は、8月からの手当が受給できません。なお、前年の所得により支給されない場合があります（下表参照）。

### 特別児童扶養手当所得制限額（単位：千円）

扶養人数	本人の所得額	配偶者および扶養義務者の所得額
0人	4,596	6,287
1人	4,976	6,536
2人	5,356	6,749
3人	5,736	6,962
4人	6,116	7,175
5人	以下380千円ずつ加算	以下213千円ずつ加算

▶対象 20歳未満で次の要件に該当する児童

- ・1級 身体障がい者手帳の判定が、おおむね1・2級（内部的疾患含む）程度に該当する方／療育手帳の総合判定がA・A程度の知的障がいである方、または同程度の精神障がいがある方
- ・2級 身体障がい者手帳の判定が、3級（内部的疾患を含む）程度に該当する方／療育手帳の総合判定がB程度の知的障がいである方、または同程度の精神障がいがある方

※支給対象とならない場合

- ・児童および父・母・養育者が国内に住んでいない
- ・児童が障がいによる公的年金を受けることができる
- ・児童が児童福祉施設に入所している（保育所・通園施設・肢体不自由児施設への短期入所除く）

▶手当額（児童1人当たり）

1級：月額49,900円／2級：月額33,230円

## 農業用水路等での事故に注意!

現在、農繁期のため用水路やため池の水かさが非常に増えています。また、集中豪雨の後水かさが急に増えるので、大変危険です。

用水路やため池付近では、お子さんを遊ばせないでください。また、遊んでいるお子さんを見かけたときは、注意するようお願いいたします。

●問合せ先 市役所経済課 農業振興G  
☎ 45-2096（直通）